

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福井市長 西行 茂

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	高屋、六日市
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】水稻は「農業を担う者」である認定農業法人が担い、園芸は認定農業者、個人農家が担っている。
【主要作物】水稻、もち麦、その他野菜
【その他】農地は法人等に集積済みである。今後も農業者や法人従事者の高齢化が想定されることから、将来にわたって営農継続を図るために、後継者の確保・育成や農地の集約化等に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】水稻は「農業を担う者」である認定農業法人が担い、園芸は認定農業者、個人農家が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦、大豆、野菜の栽培を行っていく。
【その他】有機農業を取り入れる。自動走行農機具等のスマート農業の導入を検討する

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	93.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	91.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化できており、集落営農法人と園芸農家が連携しながら転作面積を活用した露地園芸をブロックローテーション方式で行っている。今後も作業効率に配慮しながら集約化できるよう取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
既に集落全体を農地中間管理機構に貸し付けており、今後も継続して農地を貸し付け、農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。圃場整備を行い、後継者が継承できる環境を整備していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では集落内で対応できているため、活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	○	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①被害が少ないため対策は必要ない。②完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進する。③自動走行農機具等のスマート農業の導入を検討する。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。⑩直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。農産物のブランディングを進めながら、直接販売に取り組み、経営の多角化を推進していく。									

4 変更申請経歴

・農業を担う者の追加・変更 2名、4筆 農地面積の修正(農業用施設) 1筆(R7.7月)
--